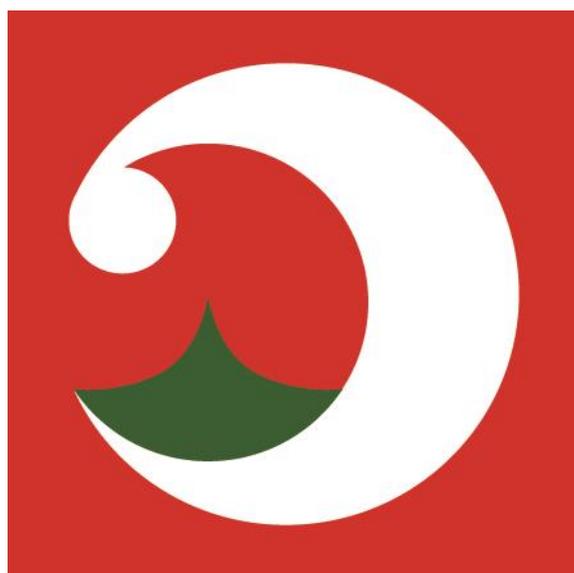


第2次
「利尻町地球温暖化対策実行計画」
(事務事業編)



令和5年12月
利 尻 町

【本計画作成状況】

第1次「利尻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」平成26年4月

目 次

はじめに

1 背 景

- (1) 気候変動の影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向・・・・・・・・・・・・ 2

2 基本的事項

- (1) 目 的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 対象とする範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (4) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (5) 上位計画及び関連計画との位置付け・・・・・・・・・・・・ 6

3 温室効果ガスの排出状況

- (1) 温室効果ガス総排出量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (2) 温室効果ガスの排出量の増減要因・・・・・・・・・・・・ 8
- (3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題・・・・・・・・・・・・ 9

4 温室効果ガスの排出削減目標

- (1) 目標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 温室効果ガスの削減目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

5 目標達成に向けた取組

- (1) 取組の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 具体的な取組内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

- (1) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- (2) 点検・評価・見直し体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- (3) 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

はじめに

このたび、2030年度までの利尻町の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「第2次利尻町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。

また、利尻町においても、局地的な線状降水帯を伴う大雨とそれに伴う土砂被害が懸念されるとともに、最高気温の大幅上昇による健康被害も懸念されるところであります。

国では、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

また、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減(北海道48%削減)することを目指しています。

また、北海道においても、2050年ゼロカーボン推進計画が策定され、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

利尻町においても、国内外の情勢を踏まえ、令和5年3月9日、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」を表明し、鋭意取組を進めているところです。

当町は、脱炭素社会の実現を目指して、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

令和5年(2023年)12月
利尻町長 上遠野 浩志

1 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国(いわゆる先進国)と非附属書I国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3（2021）年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表 1 地球温暖化対策計画における 2030 年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2022年2月末時点においては598地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

連	施 設 名
1	利尻町役場本庁舎
2	利尻町公民館
3	利尻町交流促進施設「どんと」
4	利尻町総合体育館「夢交流館」
5	利尻町特別養護老人センター「ほのぼの荘」
6	利尻町高齢者生活福祉センター「希望」
7	利尻町高齢者共同生活施設「友愛」
8	利尻町砕石事務所
9	ホテル利尻
10	利尻町ウニ種苗生産センター
11	利尻町天望山スキー場
12	利尻聖苑
13	利尻町立沓形保育所
14	利尻町立仙法志保育所
15	利尻町立沓形小学校
16	利尻町立仙法志小学校
17	利尻町立利尻中学校
18	利尻町立博物館
19	利尻島国保中央病院
20	消防署
21	コミュニティ消防センター
22	沓形浄化センター
23	仙法志クリーンセンター

(3) 対象とする温室効果ガス

利尻町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

2023年度から2030年度末までを計画期間とします。また、計画開始から5年後の2027年度に計画の見直しを行います。

項目	年 度								
	2013	…	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2030
期間中の事項	基準 年度			計画 開始				計画 見直し	目標 年度
計画期間				—————→					→

図2 計画期間のイメージ

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

利尻町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

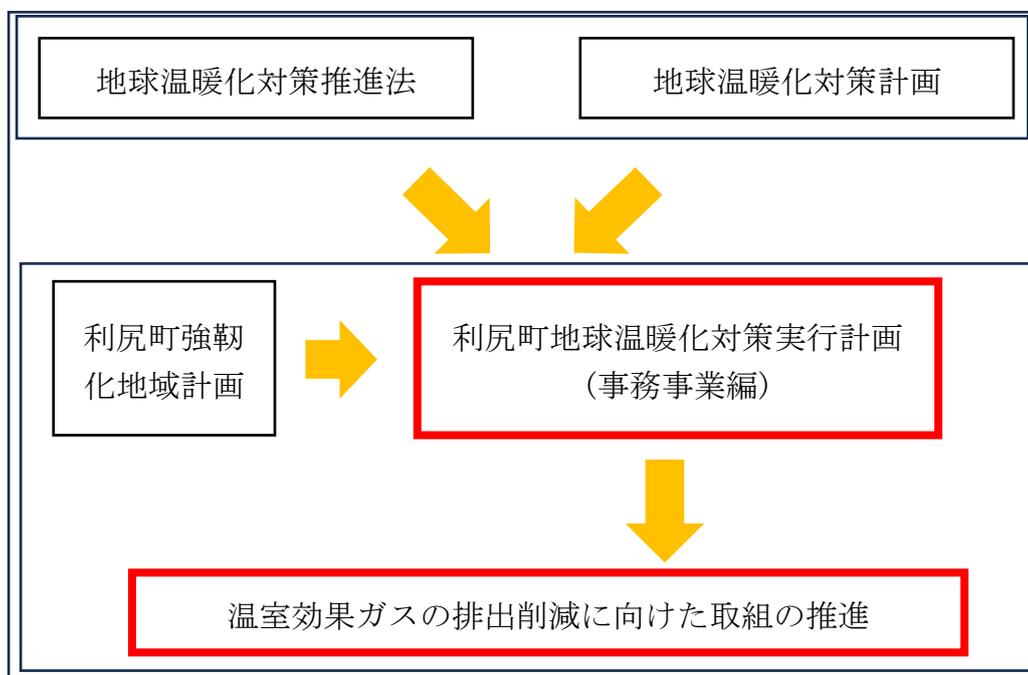


図3 利尻町事務事業編の位置付け

3 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

利尻町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である2013年度において、24.4千t-CO₂となっています。(2023年以降は推計値)

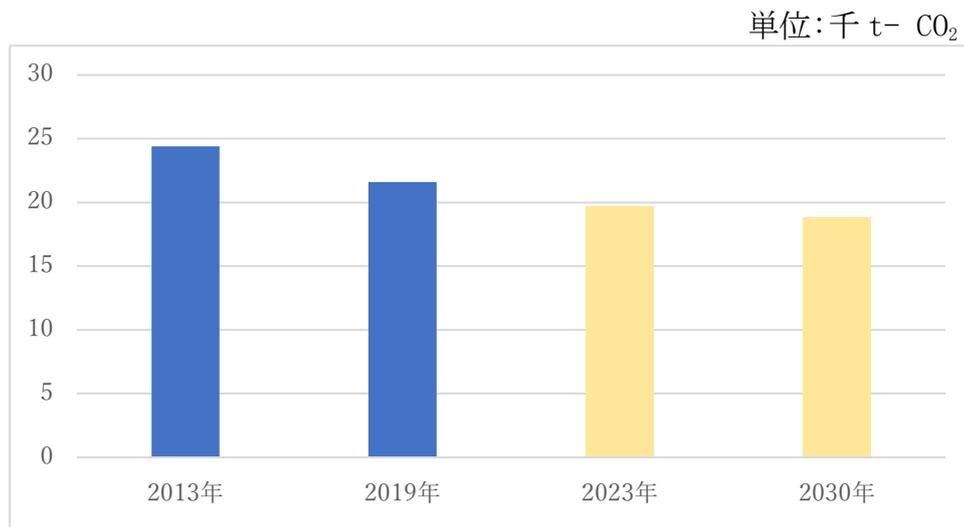


図4 利尻町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移
(2022年8月31日現在(日本データサービス(株)))

2013年度における二酸化炭素排出量を排出要因別にみると、暖房・給湯に伴う重油の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の43.3%を占め、次いで電気の31.8%で全体の75%を占める。

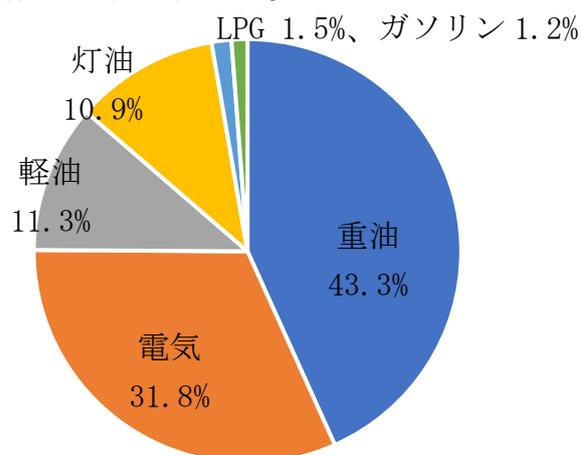


図5 利尻町の二酸化炭素排出状況(2012年)
(2014年4月1日現在(第1次利尻町地球温暖化対策実行計画抜粋))

利尻町の「部門別温室効果ガス総排出量」は、基準年度の2013年度は24.4千t-CO₂であり、温暖化対策を特に講じなかった場合の2030年度推計値は18.9千t-CO₂となる。(2023年以降は推計値(日本データサービス))

また、2030年度中間目標である基準年度から48%削減(北海道)とした場合、12.7千t-CO₂を目標値とする必要があり、5.6千t-CO₂を削減できる施策が必要となる。

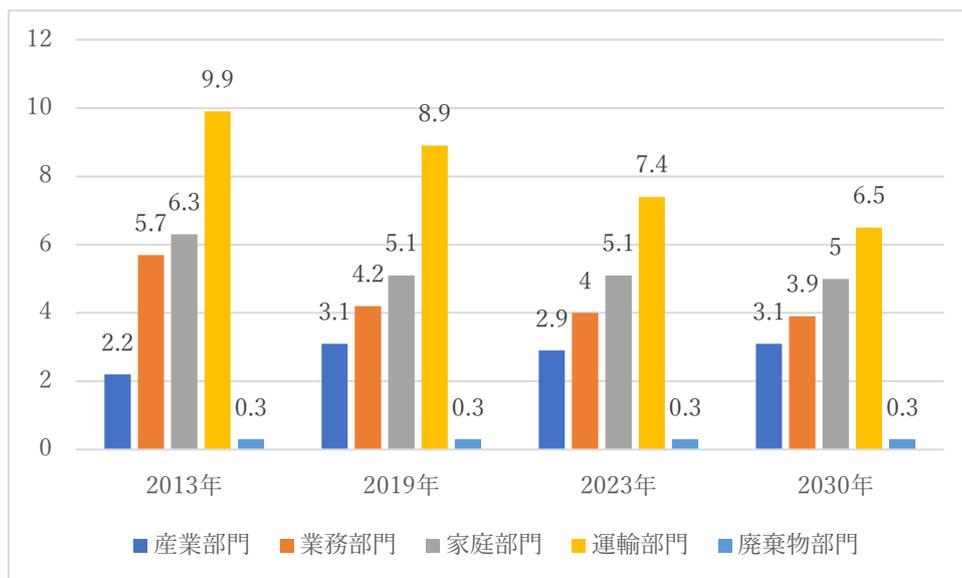


図6 利尻町の「部門別温室効果ガス総排出量」の推移
(2023年7月7日現在(環境省))

(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因

利尻町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因

ア 公共施設

(ア) 増加要因

- a 記録的猛暑や積雪寒冷地に伴うエネルギー消費量の増加
- b 節電意識の希薄

(イ) 減少要因

- a 公共施設のLED照明導入による電気消費量の減少
- b 太陽光パネル等の設置による再生可能エネルギーの利用
- c 節電による電気消費量の減少

イ 学 校

(ア) 増加要因

小・中学校へのエアコン設置による電気消費量の増加

(イ) 減少要因

- a 小・中学校の生徒数減少による電気消費量の減少
- b LED照明導入による電気消費量の減少
- c 太陽光パネル等の設置による再生可能エネルギーの利用
- d 節電による電気消費量の減少

ウ 公用車

(ア) 増加要因

公用車数、車種及び走行距離による燃料消費量の増加

(イ) 減少要因

- a 公用車数の適正化
- b 公用車の電気自動車又はハイブリッド車化
- c 運行管理の徹底による走行距離減少

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

ア 公共施設

多様な方が利用する施設で記録的猛暑や積雪寒冷地の特性があり、かつ、高齢者が多い中で健康被害を発生させないように、冷暖房器具の適温設定と徹底を図るとともに省エネ化の冷暖房器材への切り替えが必要です。

イ 学 校

小・中学校でのエアコン利用など、新たな電気の需要が発生しており、CO₂排出量が増加しています。熱中症対策などのため今後も電気の需要が続くと予想されることから冷暖房器具の適温設定と徹底により、CO₂排出量を減少させるための取り組みが必要です。また、冬季においても同じことが言えます。

ウ 公用車

公用車の必要台数の見直しや運行管理を徹底するとともに、化石燃料を使用した車両から、燃費性能の優れた電動車（EV・FCV・PHEV・HV）を段階的に導入する必要がある。また、それに伴って町内の環境醸成として電気自動車の充電設備の充実を図る。

4 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、利尻町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030年度）に、基準年度（2013年度）比で48%削減(北海道)することを目標とします。

表2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度(2013年度)	目標年度(2030年度)
温室効果ガスの排出量	24.4 千 t- CO ₂	12.7 千 t- CO ₂
削減率	—	52%

注意:温室効果ガスの吸収量を加味していない数値

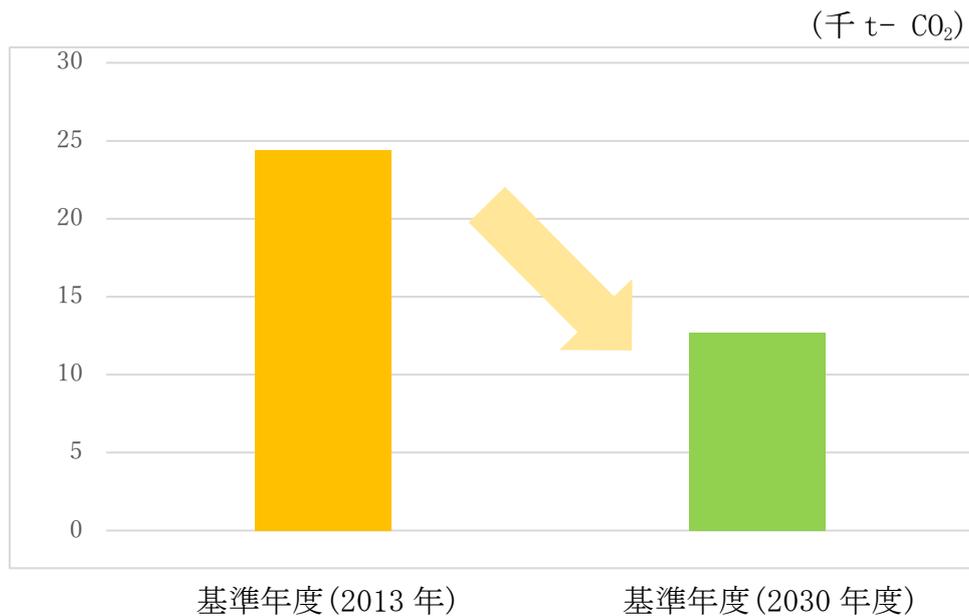


図7 温室効果ガスの削減目標

5 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取組内容

政府実行計画では、表3に示された取組が示されています。利尻町においては、「風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入」、「電動車の導入」、「LED照明の導入」を重点的な取組として位置付けます。

表3 政府実行計画に新たに盛り込まれた主な措置の内容とその目標

措 置	目 標
太陽光発電の最大限の導入	2030年度には設置可能な建築物(敷地を含む。)の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。
電動車の導入	代替可能な電動車(EV、FCV、PHEV、HV)がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。
LED照明の導入	既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。
再生可能エネルギー電力調達の推進	2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
廃棄物の3R+Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の3R+Renewableを徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

ア 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- (ア) ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- (イ) 各勤務場所の不必要な照明は消灯します。(昼休み完全消灯)
- (ウ) 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- (エ) 公共施設の緑化を推進する。

イ 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

(ア) 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。

(イ) 街路灯・防犯灯の完全 LED 化を進めます。

(ウ) 電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時は、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものを選択する。

(エ) 雨水を有効に利用する設備の導入を検討します。

ウ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

(ア) 利尻町グリーン購入基準(仮称)に基づいた物品等の調達を進めます。

(イ) 「利尻町電力の調達に係る環境配慮方針(仮称)」の策定に向けて検討を進め、温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指します。

(ウ) 事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を選択して購入する。

(エ) 環境ラベリング(エコマーク、グリーンマーク等)対象製品を選択して購入する。

(オ) 用紙の節減(節水、ゴミの減量)に取り組みます。

エ 再生可能エネルギーの導入

(ア) 太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

(イ) 全ての公共施設に太陽光発電等の導入を検討します。

オ 電動車(EV・FCV・PHEV・HV)の導入

公用車を更新する際には、原則的に電動車(EV・FCV・PHEV・HV)を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。なお、電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)のことです。

カ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- (ア) 各管理職(地球温暖化対策推進責任者)による職員への意識啓発に取り組めます。
- (イ) 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。また、退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- (ウ) 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- (エ) 公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

キ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- (ア) 計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- (イ) 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。
- (ウ) テレワークの推進や Web 会議システムの積極的な活用を進めます。
- (エ) ノーマイカーデーなど、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- (オ) クールビズ、ウォームビズを推進する。

6 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

利尻町事務事業編を推進するために、町長を委員長とする「利尻町地球温暖化対策庁内委員会」を設けます。また、各課及び各施設に「地球温暖化対策推進責任者」を1名配置し、取組を着実に推進します。

ア 利尻町地球温暖化対策庁内委員会

町長を委員長、副町長を副委員長とし、各課及び各施設の地球温暖化対策推進責任者(各課長等)で構成します。利尻町事務事業編の推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、事務事業編の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

イ 利尻町地球温暖化対策庁内委員会事務局

防災情報室長を事務局長とし、防災情報室職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

ウ 地球温暖化対策推進責任者

各課及び各施設に1名配置します。基本的に、各課及び各施設の長を責任者とします。各課及び各施設において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

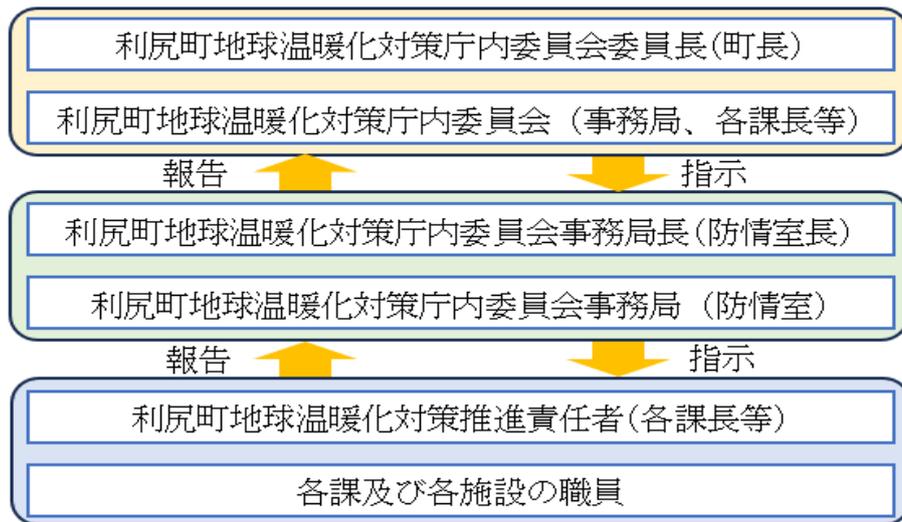


図8 利尻町事務事業編の推進体制

エ 利尻町地球温暖化対策庁内委員会組織

役職	委員
委員長	町長
副委員長	副町長、教育長
地球温暖化対策推進委員	総務課長、町民課長、保健課長、産業課長、建設課長、砕石事業所長、宿泊施設総支配人、特別養護老人ホーム施設長、仙法志支所長、教育課長、学芸課長、議会事務局長
事務局	防災情報室長、情報エネルギー係長、情報エネルギー係

(2) 点検・評価・見直し体制

利尻町事務事業編は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。

また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、利尻町事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

ア 毎年の PDCA

利尻町事務事業編の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局はその結果を整理して庁内委員会に報告します。

また、庁内委員会は毎年 1 回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組の方針を決定します。

イ 見直し予定時期までの期間内における PDCA

庁内委員会は毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、見直し予定時期（2026 年度）に改定要否の検討を行い、必要がある場合には、2027 年度に利尻町事務事業編の改定を行います。

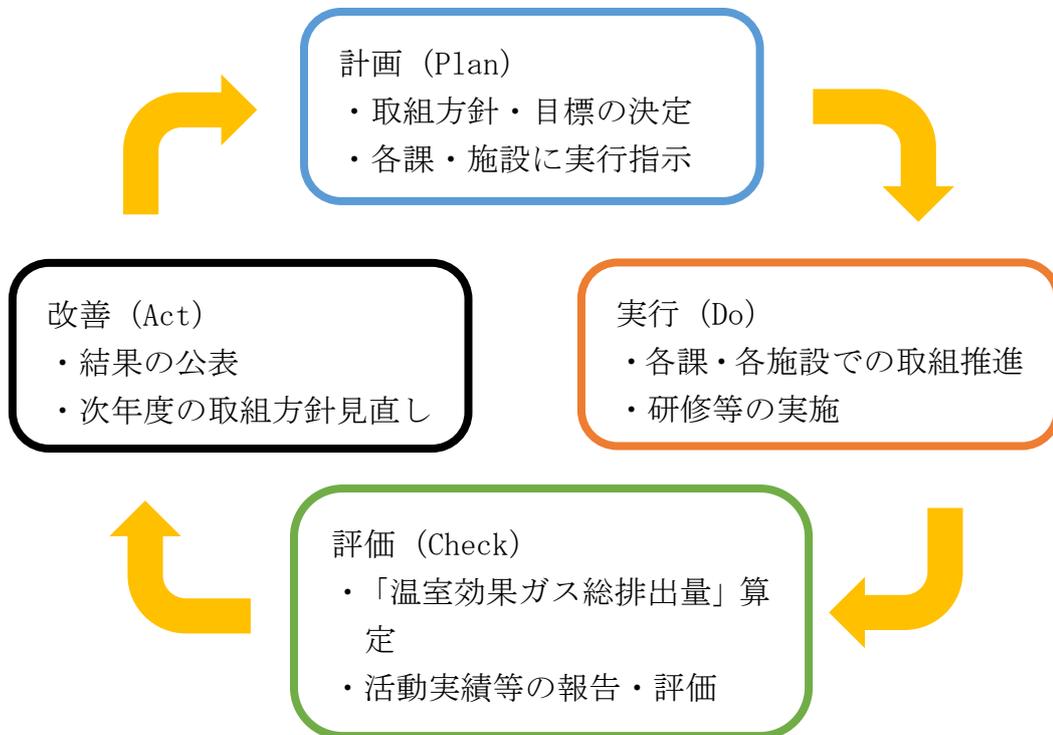


図 9 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

利尻町事務事業編の進捗状況は、利尻町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。